

山口小学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月 1 日

朝来市立山口小学校

いじめ防止と学校運営の基本

本校は、隣接する小・中学校と連携し、昔から人権教育に力を入れてきている。また、PTAと連携した取組も行っている。この精神をまず教職員が、そして児童が理解し実践することで、いじめのない学校・いじめを許さない風土のある学校づくりができるはずである。さらに、学校に対して協力的な保護者・地域もいじめ予防・撲滅の支援者であり、校内体制の充実と外部との連携を軸に取り組んでいく。

1 いじめとは

◎当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

※被害者の視点で見るのが大切。被害者に原因を求めない。

2 未然防止に努める

—いじめの起こらない学校・学級づくりの実現—

◎教育活動全体を通じて、命や人権を大切にすることを育てる。

◎自分がかけがえのない存在であることを実感させる。

◎様々な集団をとおして、多様なものの見方や考え方を身につけさせると共に、自他の個性を受け入れる寛容な心を育てる。

・『命の大切さを実感させる教育プログラム』等の活用

・「兵庫県版道徳教育副読本」等を活用した道徳教育の充実

・「いじめを許さない人権教育教材」等を活用した人権教育の充実

※いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」子どもを育てる指導を徹底する。

3 早期発見

◎日ごろから、教職員と児童の好ましい人間関係の構築に努める。

◎いじめは教職員や大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見されにくいものであることを認識し、子どもの小さな変化を敏感に察知し、絶対に見逃さない。

◎「子どもを語る会」を毎月実施し、多角的に児童を見るように心がけ、場合によってはすぐに対策をとる。

◎教育相談やアンケート調査、チェックリストによる観察等、いじめ発見のための具体的な取組を毎月実施する。

※いじめの兆候を見逃さないことと、積極的な情報収集に日々努める。

4 早期対応

- ◎「いじめ」または「いじめの疑い」の情報をキャッチしたら、直ぐに関係者で情報を共有する。
 - ◎「いじめを受けている子」「いじめを受けている子の保護者」の話をじっくりと聞き、その気持ちに十分に寄り添う。
 - ◎いじめ解消のあと、必ず学校・学級の課題を点検し、絶対に再発させない体制を学校全体で構築する。
- ※担任一人で抱え込まず、すぐに、組織であたることを対応の基本とする。

5 ネット上のいじめへの対応

- ◎ネット上のいじめとは、パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。
 - ◎学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。
 - ◎書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。
 - ◎学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要である。
- ※家庭に対して、持たせない指導の呼びかけをしつつ、適切な使い方、禍害・被害防止について、啓発をすすめる。(教育講演会の実施)

6 いじめ問題に取り組む体制の整備

- ◎校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う。そのために、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開する。
- ◎いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

7 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）

- ◎いじめを認知した場合は、直ぐに管理職に報告し、学校として対応する。
- ◎校長はいじめ対応チームによる緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む。
- ◎いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

- ◎いじめが解消したと見られる場合でも、カウンセラー等とも連携し心のケアを図るなど、引き続き十分な観察、指導を継続する。
- ※いじめ事案に対して、教頭は情報を収集し時系列で記録に残す。

8 いじめ重大事態への対応

- ◎いじめの重大事態は、事実関係が確定した段階ではなく、「疑い」も含むため、この段階から対応を開始する、
- ◎重大事態の発生を防ぐため、いじめの対処を丁寧に行うとともに、平時から重大事態に備えておく。

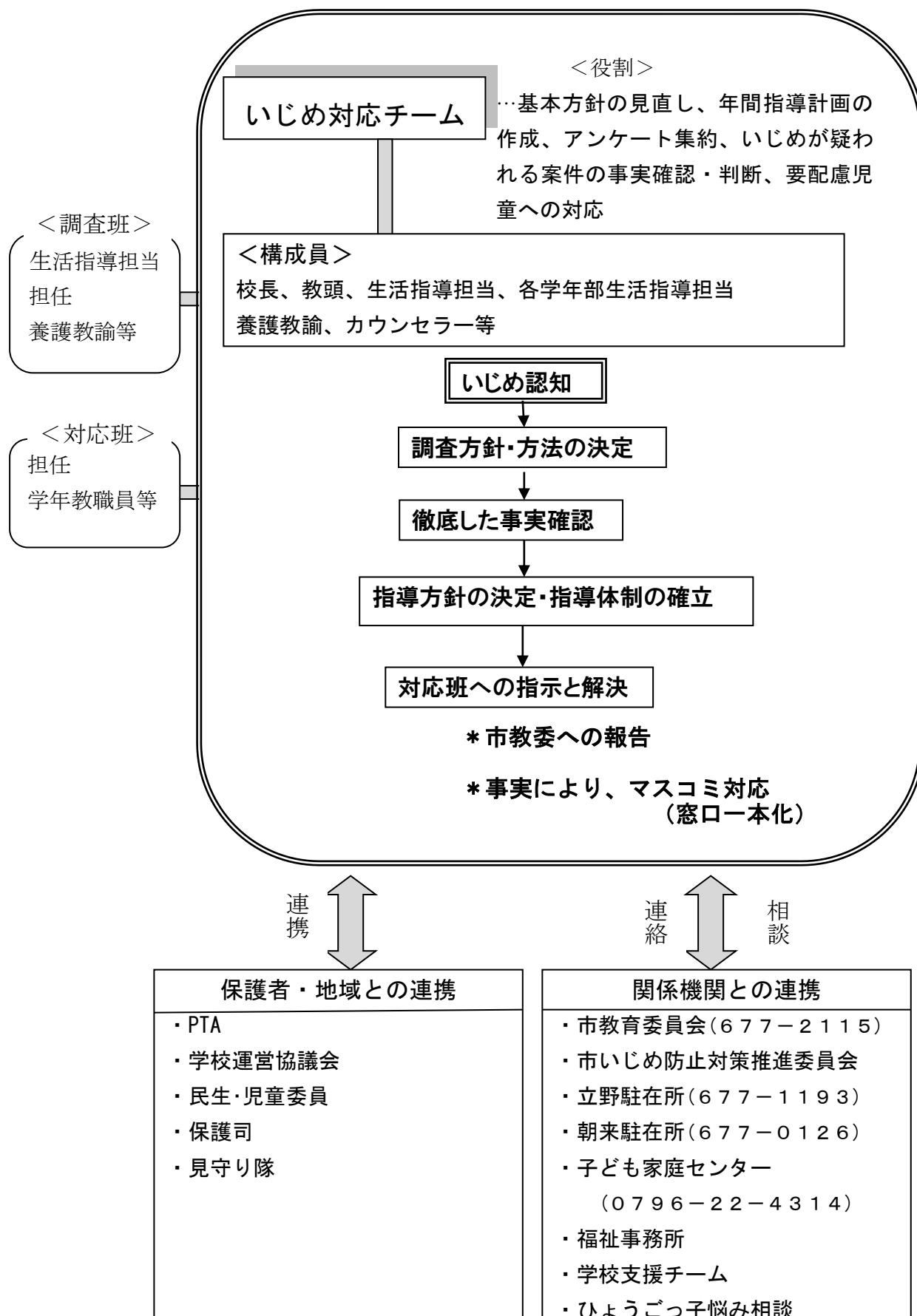
9 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

- ◎学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。また、状況に応じて、学校問題サポートチームや朝来市いじめ防止対策委員会の助言や支援を受ける。
 - ◎地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて学校警察連絡協議会等を開催し、相互協力する体制を整えておく。(市教委主導)
 - ◎いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。
- ※定期的に交通安全指導教室を開催するなど警察官等が、児童を直接指導する機会を設け「顔の見える連携」を行う。

10 教職員の研修の充実

- ◎「いじめ対応マニュアル」及び、本基本方針等を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る。
 - ◎教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーや外部機関等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。
 - ◎体罰は、児童の健全な『成長と人格の形成を阻害し、いじめの誘因にもなり得るため、「NO！体罰」等を活用した研修を実施する。
- ※初任者等の若い教職員に対しては、校内でのOJT（On-the-Job Training）が円滑に実施されるよう配慮する。

組織的対応



1 1 年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	家庭・地域等の連携
4月	いじめ対応チーム	こども園・中学校との情報交換		家庭訪問
	指導方針・計画作成	学級づくり		
			家庭訪問 生活アンケート	保護者向け啓発 (PTA総会) 学級懇談会
5月		職員研修会「いじめ対応マニュアル」等の活用		
				学校便りによる啓発
			生活アンケート	
6月				PTA 人権標語募集
		ネット犯罪防止講演会	オープンスクール	ネット犯罪防止講演会
		学校運営協議会①	生活アンケート	
7月				教育相談
		人権学習	個別懇談	学警連絡会
	子どもを語る会	「NO！体罰」等の研修	生活アンケート	
8月		中学校との情報交換		
		カウンセリングマインド研修		
9月				
			生活アンケート	
10月				
			生活アンケート	PTA 人権教育講演会
				児童虐待防止月間
11月		人権学習	オープンスクール	
		学校運営協議会②	生活アンケート	
		人権週間		人権週間
12月			個別懇談	教育相談
	子どもを語る会		生活アンケート	保護者アンケート
1月			生活アンケート	
2月		人権学習	オープンスクール	
	子どもを語る会	学校運営協議会③	生活アンケート	
3月	いじめ対応チーム			
	本年度のまとめ	中学校との情報交換		

